

空き店舗を活用した 新規飲食店の出店を応援！

笛吹市では、市内にある空き店舗を利用して
新しく飲食店を始めたいと考えている方を支援します！
市民も観光客も楽しめるような
にぎわいのある笛吹市を一緒に作っていきましょう！

下記等の要件を満たす事業者が対象となります

◎市内にある空き店舗で、昼間に2時間以上営業する
飲食店を新しく開業する者

◎小規模事業者(フランチャイズ及びチェーン店は除く)

◎継続して2年以上営業する者

◎税金に未納がない者

など

下記等の要件を満たす空き店舗が対象となります

◎笛吹市内にあり、商業用として使われていた店舗物件

◎営業終了から1か月以上経過している

◎入口、または敷地内駐車場が道路や歩道に面している

など

対象となる事業者や空き店舗は、上記の他にも
要件があります。詳細は市のホームページをご覧ください。

お申込み・お問い合わせ先

笛吹市役所 産業観光部 観光商工課 商工労働担当

〒406-8510 笛吹市石和町市部777

TEL:055-262-4111 FAX:055-262-4115

☆補助金を利用するには、店舗の契約前に申請し
審査を受けなければなりませんのでご注意ください。

☆補助金の交付は、開業後に提出する実績報告の審査を
経て金額が確定した後になります。ご注意ください。

改修費 など

新規出店に係る
改修、看板など
を設置する経費
が対象

上記経費の
2分の1を補助
(限度額100万円)

店舗の 賃借料

新規出店に係る
賃借料が対象
(敷金及び礼金
は除く)

物件契約から開
業日までの最大
2か月。
月額10万円まで。

